

概要版

丹波市高齢者保健福祉計画 ・第6期介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)



平成27年3月
兵庫県 丹波市

計画策定の趣旨

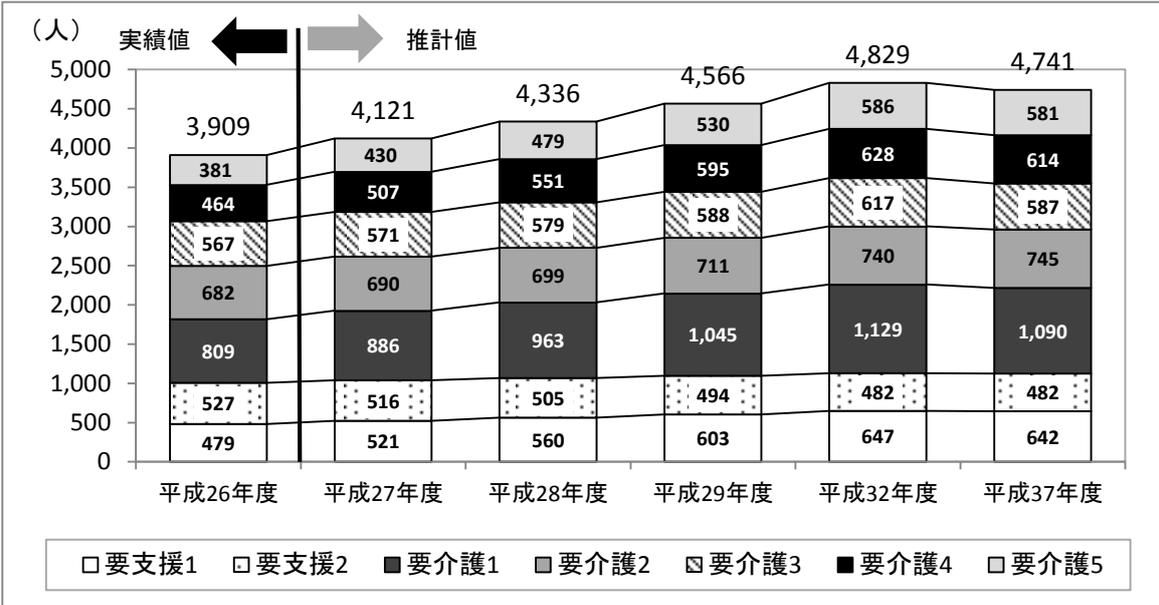
今後、平成37年（2025年）までに団塊の世代すべての方が75歳以上の後期高齢者となり、支援を要する高齢者数が、急激に増加することが見込まれています。この状況に対し、国は「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」を制定し、医療・介護などの社会保障の改革の道筋を示すとともに、この法律に基づく措置として、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険法等の改正を行いました。

丹波市においては、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため、様々な機関、団体、市民などの協力を得て、「丹波市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をこれまで策定、推進してきました。

今回、現行の第5期計画が平成26年度をもって終了することから、介護保険制度を取り巻く環境が大きく変化している中、これまで積み上げてきた高齢者に対する福祉施策に加えて、今後の社会情勢の変化に対応した施策を推進するために、「丹波市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下、本計画といいます）を策定します。

要介護認定者の推計

本計画期間中の要介護認定者は、被保険者数の増加に伴い年々増加することが予測されます。また、丹波市では、団塊の世代すべての方が75歳以上になる平成37年度より前に、要介護認定者数のピークが来ると予測されます。



計画の基本理念

高齢者が、健康である期間を一日でも長く過ごすことができ、生きがいを持ちながら安心して充実した生活を送ることができるまちとなるよう、本計画の基本理念を「みんなで支え、健康と生きがいを育むまち たんば」と定め、この基本理念に基づき、各種施策を進めていきます。

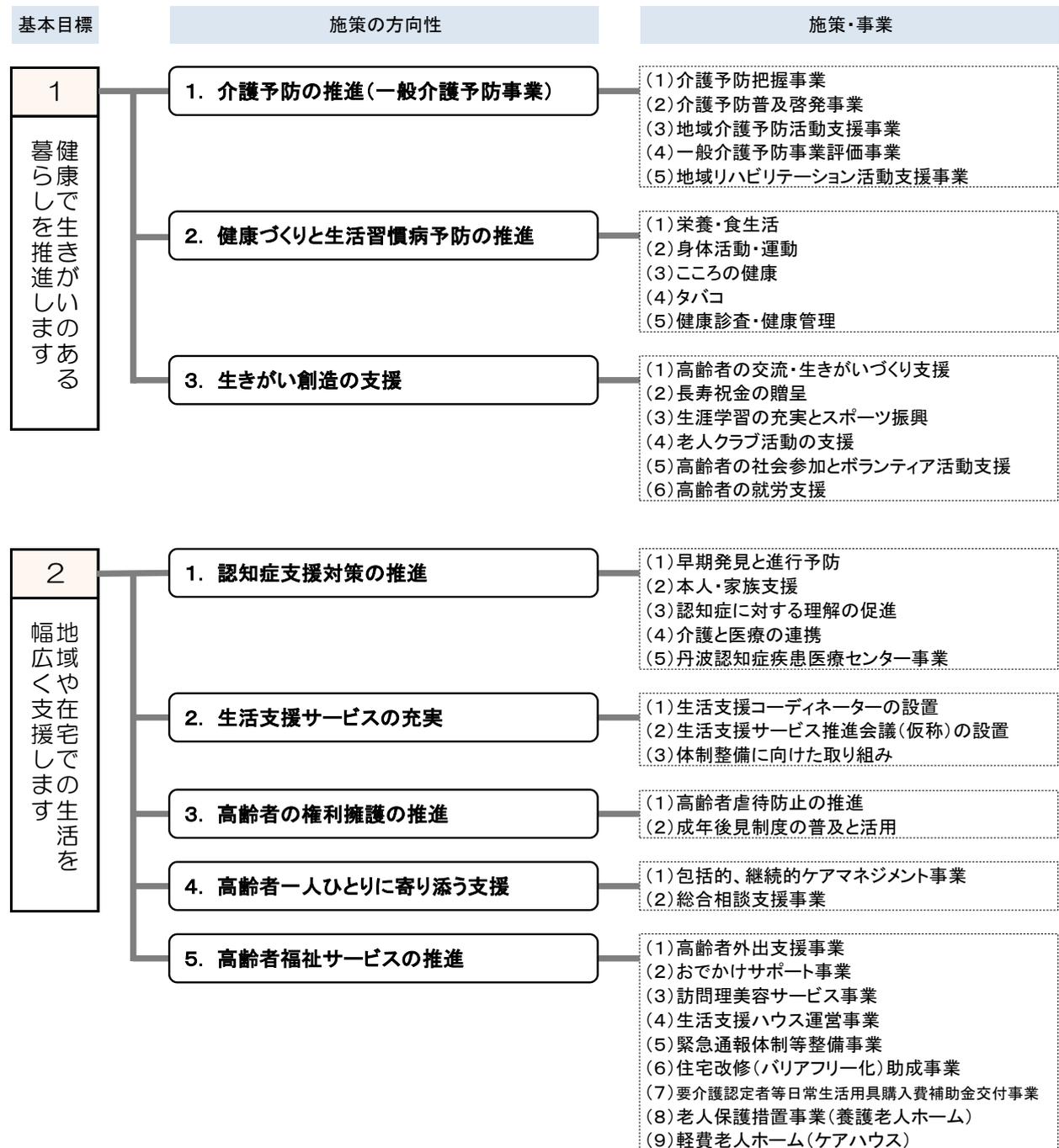
みんなで支え、 健康と生きがいを育むまち たんば

計画の基本目標

基本理念に基づき、次の5つの目標に向かって、施策を展開します。



計画の体系



基本目標	施策の方向性	施策・事業
<p>3</p> <p>誰もが安心して暮らせる環境を整備します</p>	1. 地域連携による切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療と介護の連携推進 (3) 地域ケア会議の推進
	2. 地域の見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者早期発見SOSシステムの利用促進 (2) 高齢者あんしん見守り隊の活動推進
	3. 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯対策の推進 (2) 防災対策の推進 (3) 交通安全対策の推進
	4. 住まいの整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有料老人ホーム (2) サービス付き高齢者向け住宅 (3) 高齢者に配慮した公営住宅の整備
<p>4</p> <p>介護サービスを充実させます</p>	1. 日常生活圏域ごとのサービス整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活圏域の設定 (2) 日常生活圏域の現状
	2. 介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービスの推進 (2) 施設サービスの推進 (3) 地域密着型サービスの推進
	3. 地域支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 任意事業
<p>5</p> <p>介護保険制度の適正な運営を確保します</p>	1. 適正な要介護認定の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適正な調査の確保 (2) 要介護認定の精度の向上
	2. 介護サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉・介護人材の確保及び育成 (2) 事業者に対する情報提供 (3) 事業者に対する適正な指導監督の実施 (4) 適切なサービス事業所の選定 (5) 第三者評価の促進 (6) 苦情対応の充実
	3. 介護給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給付内容の点検等の実施 (2) ケアマネジメントの適正化支援 (3) 介護給付費通知の送付 (4) 住宅改修等の点検の実施
	4. 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民へのわかりやすい情報提供・親切的な相談支援 (2) 介護サービス情報公表の普及啓発
	5. 低所得者等に配慮した負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険料の所得段階の設定 (2) 介護保険料の減免制度 (3) 介護保険サービス利用者負担に係る低所得者軽減制度
	6. 連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行政内部における関係部署との連携 (2) サービス事業者との連携 (3) 関係機関・団体との連携

◆ 介護予防の推進（一般介護予防事業） ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
介護予防普及啓発事業	① 介護予防出前健康講座 高齢者の体力や筋力の向上に効果がある新たな取り組みをメニューに取り入れ、住民同士の交流の中で介護予防活動が継続できるように支援していきます。
	② 歯科相談事業 介護予防出前健康講座が開催される機会などに合わせて、口腔体操の普及を図り、口の中や義歯の手入れ方法などの指導を実施していきます。
	③ 生きがいデイサービス 平成 29 年度までに市社会福祉協議会と協議し、新しい総合事業の中で、住民の通いの場としてより有効な事業となるよう検討していきます。
	④ いきいき百歳体操の地域展開 地域住民が主体となって運営・実施する「いきいき百歳体操」の地域展開に本格的に取り組めます。平成 27 年度は 10ヶ所、平成 28 年度は 13ヶ所、平成 29 年度は 17ヶ所、合計 40ヶ所での継続実施を目指します。
地域介護予防活動支援事業	① ふれあい・いきいきサロンボランティア研修 市と市社会福祉協議会の連携のもと、研修の企画や調整にあたりとともにサロンで自主的に行われる介護予防の取り組みを支援します。
	② 社会参加型ボランティア育成事業 「いきいき百歳体操」の普及啓発に携わるリーダーの育成を、高齢者の社会参加の推進も絡めて実施していきます。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するよう、丹波健康福祉事務所や丹波圏域リハビリテーション支援センターと連携を取りながら、取り組みについて検討を重ねていきます。

◆ 健康づくりと生活習慣病予防の推進 ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
栄養・食生活	①バランスの良い食事、②生活リズムを整える早寝・早起き・朝ごはんの推進、また共食の推進、③世代間や地域ぐるみの食育推進、伝統食・行事食の継承、④歯の健康を保つ 8020 運動（80 歳で 20 本の歯を維持）、噛ミング 30（1 口 30 回噛む）に取り組めます。
こころの健康	①ストレスをためない意識づくり、②質の良い睡眠による休養とその普及、③こころの健康づくりを支援する体制整備、④こころの病気を理解する環境づくりに取り組めます。

◆ **生きがい創造の支援** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
高齢者の交流・ 生きがいづくり支援	生活支援コーディネーターを中心に、地域やボランティア団体などが行う高齢者のミニデイサービスやサロンなどの状況を把握し、身近な所での取り組みが充実するよう必要な支援を行います。
高齢者の社会参加と ボランティア活動支援	・ボランティア・市民活動センターの活動支援を行います。 ・生活支援コーディネーターを配置し、地域貢献等を希望する元気な高齢者を担い手として養成するとともに、不足しているサービスの開発などを通じボランティア団体の支援を行います。

基本目標 **②** **地域や在宅での生活を幅広く支援します**

◆ **認知症支援対策の推進** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
早期発見と進行予防	・各種相談会を続け、認知症の早期発見を図ります。また、「認知症初期集中支援チーム」の設置について検討を行います。 ・認知症予防教室については、住民主体で認知症予防活動が実施される体制整備を支援します。
本人・家族支援	・引き続き認知症地域支援推進員を設置し、在宅における認知症高齢者や若年性認知症の人及びその家族の支援を強化するため、認知症施策や事業の企画調整等を行います。 ・訪問による相談など家族のニーズに応じて柔軟に対応できるよう努めます。
認知症に対する理解の促進	自治会をはじめ、小学生や中学生、高齢者あんしん見守り隊等あらゆる団体に対して認知症サポーター養成講座を開催します。
介護と医療の連携	① 認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の作成・普及 「丹波市オレンジ会議」（認知症対策会議）で認知症ケアネットの内容を検討し、地域のサービスの現状に応じた認知症ケアネットの作成及び普及を進めます。

◆ **生活支援サービスの充実**

施策・事業	今後の展開
生活支援コーディネーターの設置	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターを、平成 28 年度に 1 人配置します。
生活支援サービス推進会議（仮称）の設置	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、様々な関係機関、サービス提供主体間のネットワークの中心となる「生活支援サービス推進会議（仮称）」を設置します。
体制整備に向けた取り組み	・生活支援コーディネーターを、段階的に設置し、その活動を支援します。 ・生活支援サービス等を担う地域や団体に対し、備品購入など準備経費の助成を行い、事業の立ち上げ支援や育成を行います。

◆ 高齢者の権利擁護の推進

施策・事業	今後の展開
高齢者虐待防止の推進	① 相談窓口の整備 地域包括支援センターを市内に3ヶ所の設置を検討しており、新設されたセンターの窓口で、相談体制の充実を図ります。
	② 高齢者虐待防止の普及啓発 啓発活動を進めるとともに、関係機関との会議を年1回開催し、地域の見守りネットワークづくりに努めます。
	③ 高齢者権利擁護スーパーバイズ事業 虐待コア会議の場に虐待対応専門職チームが参加し、虐待事例や権利擁護に関わる困難事例への支援方法について法的及び福祉的観点から助言を受け、迅速な判断や対応を行います。
	④ 高齢者及び養護者への支援 高齢者と障害者に対する虐待対策地域連絡会を合同で開催し、関係機関と広く、深いネットワークづくりに努めます。
	⑤ 養介護施設従事者等による虐待防止への取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現場における身体拘束廃止に向けた取り組みを支援します。 ・研修会の企画立案や運営支援に取り組みます。
成年後見制度の普及と活用	① 高齢者権利擁護相談日 相談を随時受け付けられるよう、権利擁護センターの設置について検討を行います。
	② 成年後見制度利用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務にあたる専門職の成年後見制度に対する理解を深め、経済的理由で制度を活用できにくい方の支援が行えるように、制度の理解を広めていきます。 ・第三者後見の担い手として市民後見人の育成のための講座等を開催し、市民後見や法人後見の推進方法を検討していきます。

◆ 高齢者一人ひとりに寄り添う支援

施策・事業	今後の展開
包括的、継続的ケアマネジメント事業	① ケアマネ連絡会 今後、個々の介護支援専門員により主体的に開催される会となるよう努めます。
	② 主任ケアマネジャー連絡会 個々の主任介護支援専門員が、同僚や後輩を支援する役割を自覚する機運を高めるとともに、地域の介護支援専門員を支援していく体制整備に努めます。
総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化にあたり、センターを市内に3ヶ所の設置を検討しており、新設されたセンターで、総合相談体制の充実を図ります。 ・専門的な相談に応じる人材の育成にも努めます。

◆ **高齢者福祉サービスの推進** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
高齢者外出支援事業	公共交通施策と合わせた協議を進めながら、事業の継続を図ります。
おでかけサポート事業	利用者ニーズを踏まえながらサービスの充実に努めます。
緊急通報体制等整備事業	市消防本部や民生委員と協働しながら事業を推進していきます。近隣協力者については、地域づくり中で理解を得ながら、その確保に努めます。
住宅改修（バリアフリー化）助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的なバリアフリー化を行うことにより事故を未然に予防し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう住環境整備を進めていきます。 ・住宅改修サービスの資質向上に向けたアンケート調査などを検討します。

基本目標

③

誰もが安心して暮らせる環境を整備します

◆ **地域連携による切れ目ない支援** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に3ヶ所の地域包括支援センターが設置できるように検討を進めます。 ・地域包括支援センター並びに指定介護予防支援の条例化に基づき、専門職の適正配置と機能強化を図ります。
在宅医療と介護の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から立ち上げている「丹波市医療介護連携会議」で、利用者により良い介護と医療のサービスが提供できる仕組みを検討します。 ・地域ケア会議の制度化に伴い、「丹波市医療介護連携会議」を地域ケア会議の1つとして位置づけます。連携にあたって、必要なマニュアルの作成や、使用する様式の統一などについて検討し、調整していきます。

◆ **地域の見守り体制の充実**

施策・事業	今後の展開
高齢者早期発見SOSシステムの利用促進	認知症高齢者の増加が見込まれることや、行方不明になっても地域にとどまっているうちに早期に発見することが重要であることから、事業の普及啓発を進め、登録者の増加を促進します。
高齢者あんしん見守り隊の活動推進	見守り隊として活動いただける事業所の増加と積極的な情報提供を促進するとともに、市民に対して事業を周知し、見守り活動の推進を図ります。

◆ **危機管理体制の強化** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や民生委員、介護支援専門員などの協力により、避難行動要支援者名簿への登録促進、情報の共有化など、災害時における要援護者の避難支援対策の強化を図ります。 ・防災体制の充実強化のため、市内介護サービス事業所への指導・助言を行います。

◆ **住まいの整備** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
有料老人ホーム	県と連携しながら適切な運営指導や支援を行います。なお、新規参入意向のある事業者に対しては、必要な情報の提供などの相談支援を行い、多様な住まいの整備を進めます。
サービス付き高齢者向け住宅	入居希望者の増加が見込まれるため、新規参入意向のある事業者に対しては、必要な情報の提供などの相談支援を行い、多様な住まいの整備を進めます。

基本目標 4 介護サービスの充実を図ります

◆ **日常生活圏域ごとのサービス整備**

今後の展開
<p>3つの日常生活圏域の状況を踏まえ、地域密着型サービスや地域包括支援センターの整備を図っていきます。</p> <p>【東部圏域（春日地域、市島地域） 西部圏域（氷上地域、青垣地域） 南部圏域（柏原地域、山南地域）】</p>

◆ **介護保険サービスの充実** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
居宅サービスの推進	<p>① 訪問看護／介護予防訪問看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおいて重要なサービスであり、需給状況を把握しつつサービス供給体制の確保に努めます。 ・事業者に対し理学療法士等による訪問看護の体制整備について促していきます。
	<p>② 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>平成 30 年度の開設を目途に県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編が進められており、訪問リハビリテーションについて検討を行います。</p>
	<p>③ 通所介護／介護予防通所介護</p> <p>今後、重度の要介護者の増加が見込まれることから、特殊浴槽の設置など、ニーズを踏まえた整備が図れるよう参入事業者への対応を行います。</p>

施策・事業	今後の展開
居宅サービスの推進	<p>④通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション 平成 30 年度の開設を目途に県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編が進められており、通所リハビリテーションへの参入に向けて検討を行います。</p>
	<p>⑤短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 必要に応じ介護支援専門員やサービス事業者から情報収集を行うなど、需給状況を注視していきます。</p>
	<p>⑥特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 第 6 期計画期間中の新たな施設整備は行いませんが、現在開設している住宅型有料老人ホームの運営実態に鑑み、次期計画以降の特定施設入居者生活介護の指定（介護付き有料老人ホームへの移行）を指導します。</p>
	<p>⑦住宅改修／介護予防住宅改修 利用者の事務負担の軽減が図ることができるメリットもあることから、住宅改修事業者の登録制度の導入を検討します。</p>
施設サービスの推進	<p>①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 第 6 期期間中の整備は行いません。 要介護 1・2 の特例入所に関しては、真に必要な高齢者が引き続き利用できるよう、判断基準の作成などの対応をしていきます。</p>
地域密着型サービスの推進	<p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第 6 期期間中の整備は行いません。ただし、サービスの導入に向けた調査を引き続き行いながら、「地域サポート型特養」（兵庫式 L S A）を活用することを含め、次期計画以降の対応について検討します。</p>
	<p>②認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 市内全地域を対象として、平成 27 年度中に事業者選定を行い、平成 28 年度から開設する予定で、新たに 1 施設の整備を行います。</p>
	<p>③小規模多機能型居宅介護施設／介護予防小規模多機能型居宅介護施設 柏原地域及び氷上地域を対象として、平成 27 年度中に事業者選定を行い、平成 28 年度から開設する予定で、新たに 1 施設の整備を行います。</p>
	<p>④認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 原則春日地域を対象として、平成 28 年度中に事業者選定を行い、平成 29 年度から開設する予定で、新たに 1 施設の整備を行います。</p>
	<p>⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第 6 期期間中の整備は行いません。</p>
	<p>⑥地域密着型通所介護（仮称） 市内全地域を対象として、平成 28 年度中に事業者選定を行い、平成 29 年度から開設する予定で、リハビリに特化した地域密着型通所介護を 1 ヶ所整備します。</p>

◆ 地域支援事業の推進

施策・事業	今後の展開
介護予防・生活支援サービス事業	<p>新たなサービス提供体制の整備等の準備期間が必要となることから、平成29年4月から開始することとします。</p> <p>新たなサービスについては、国が作成するガイドライン等を参考に、関係団体等と協議調整しながら実施形態や事業費用等を検討します。</p>
任意事業	<p>① 家族介護支援事業</p> <p>介護の知識や技術の習得、介護サービスの適切な利用方法を学習する機会を提供して、介護者等を知識や技術の面から支援します。</p>
	<p>② 家族介護継続支援事業</p> <p>日々、高齢者の介護を担う家族介護者を、慰労金の支給と介護用品の給付といった経済的な面から支援します。</p>
	<p>③ 介護相談員派遣等事業</p> <p>介護相談員に対する研修会の開催や受入事業者との連携により、事業効果を高めるよう努めます。</p>
	<p>④ 住宅改修理由書作成事務助成金</p> <p>介護保険住宅改修の支給申請に係る理由書を作成した、資格を有する専門職等に助成金を交付します。</p>
	<p>⑤ 配食サービス</p> <p>安否確認の役割がより機能するように事業者との連携強化に努めます。</p>

基本目標 **5** 介護保険制度の適正な運営を確保します

◆ 適正な要介護認定の確保 ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
適正な調査の確保	<p>関係機関との共通認識のもとで適正時期に申請がなされ、調査を行い、申請者に的確な助言等が行える体制づくりを進めます。</p>

◆ 介護サービスの質の確保 ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
福祉・介護人材の確保及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや市関係部署と連携し、合同就職面接会の開催などに取り組みを進めます。 ・介護サービス事業所における人材の育成を支援します。
適切なサービス事業所の選定	<p>地域密着型サービス事業所の指定にあたっては、質の高い事業者を選定する観点から公募を行い、選定委員会による審査を経て、透明性を確保しつつ公平・公正に選定を行います。</p>
第三者評価の促進	<p>第三者評価を受ける事業者が増加するよう、そのメリットについて周知し、利用促進を図ります。</p>

◆ **介護給付の適正化** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
給付内容の点検等の実施	定期的に点検を実施し、事業効果をさらに高めるように努めます。
ケアマネジメントの適正化支援	国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえ、ケアプラン点検を実施し、より良い支援が行われるよう指導や助言を行います。

◆ **情報提供の推進**

施策・事業	今後の展開
市民へのわかりやすい情報提供・親切な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報やホームページ、各種パンフレット、防災行政無線などを利用して、介護保険や高齢者福祉制度に関し、よりわかりやすく、積極的な情報提供に努めます。 ・窓口対応時においても、わかりやすい説明と親切な相談支援に努めます。
介護サービス情報公表の普及啓発	市の広報やホームページで介護サービス情報公表制度のさらなる周知を行います。

◆ **低所得者等に配慮した負担の軽減**

施策・事業	今後の展開
介護保険料の所得段階の設定	<p>介護保険料の上昇が続く中、国では今回の制度改正において、給付費の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、市民税非課税層の保険料軽減割合を拡大する見直しを行いました。</p> <p>市では、この市民税非課税層のうち、第1段階については、国の標準を上回る負担軽減を行うことにしました。</p>
介護保険料の減免制度	生活困窮などの理由で支払が困難な方が利用できるよう、制度の周知を図り、低所得層の負担軽減を図ります。
介護保険サービス利用者負担に係る低所得者軽減制度	経済的な理由で介護サービスの利用が制限されないよう、補足給付、高額介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減の認定などの制度の周知と適正な運用に努めます。

◆ **連携体制の強化** ※一部抜粋

施策・事業	今後の展開
サービス事業者との連携	日頃からサービス事業者との顔の見える関係を築きながら、介護保険サービス事業者協議会との懇談会や地域ケア会議などの機会を通じ、制度や市の取り組みに対する意見、要望を聴取し、サービスの整備や事務事業の改善に繋げていきます。
関係機関・団体との連携	市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会連合会、自治協議会などの関係機関や団体との連絡調整や積極的な連携を図ります。

介護給付費・介護予防給付費・地域支援事業費の見込み

◆ 介護給付費

単位：千円

介護給付	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
訪問介護	252,124	271,069	292,223
訪問入浴介護	24,068	25,050	26,150
訪問看護	105,029	111,594	119,118
訪問リハビリテーション	10,040	10,683	11,498
居宅療養管理指導	10,009	10,211	10,439
通所介護	1,077,839	364,635	379,958
通所リハビリテーション	140,203	146,179	152,794
短期入所生活介護	321,637	326,654	332,370
短期入所療養介護	41,171	45,087	49,563
特定施設入居者生活介護	60,435	66,276	72,822
福祉用具貸与	166,458	177,954	189,897
特定福祉用具販売	8,147	9,009	9,964
住宅改修	33,803	36,423	39,631
居宅介護支援	283,521	296,882	311,568
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	609	608	608
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	99,494	119,746	125,825
小規模多機能型居宅介護	163,880	224,638	248,531
認知症対応型共同生活介護	203,592	206,113	237,979
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,288	89,116	89,116
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）		757,319	806,637
施設サービス			
介護老人福祉施設	1,393,081	1,410,475	1,432,892
介護老人保健施設	537,477	548,132	560,228
介護療養型医療施設	18,884	24,513	31,868

◆ 介護予防給付費

単位：千円

介護予防給付	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護	39,437	44,065	24,679
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	5,689	5,982	6,302
介護予防訪問リハビリテーション	1,985	2,289	2,619
介護予防居宅療養管理指導	677	749	832
介護予防通所介護	129,534	139,510	75,300
介護予防通所リハビリテーション	21,191	21,587	22,055
介護予防短期入所生活介護	1,381	1,469	1,669
介護予防短期入所療養介護	212	232	256
介護予防特定施設入居者生活介護	5,748	6,571	7,540
介護予防福祉用具貸与	31,001	34,546	38,497
特定介護予防福祉用具販売	2,280	2,470	2,677
住宅改修	13,668	14,829	16,077
介護予防支援	34,865	37,546	20,227
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	2,561	2,812	3,115
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,618	4,560	5,785
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,398	2,791	2,791

◆ 地域支援事業費

単位：千円

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業	173,566	175,705	285,856
介護予防事業 (平成 29 年度は介護予防・日常生活支援総合事業)	66,869	66,821	156,259
包括的支援事業・任意事業	106,697	108,884	129,597

第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の者 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者 	【平成27・28年度】 基準額 ×0.35	21,120円 (月額1,760円)
		【平成29年度】 基準額 ×0.20	12,070円 (月額1,006円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者 	【平成27・28年度】 基準額 ×0.63	38,020円 (月額3,169円)
		【平成29年度】 基準額 ×0.50	30,180円 (月額2,515円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない者 	【平成27・28年度】 基準額 ×0.75	45,270円 (月額3,773円)
		【平成29年度】 基準額 ×0.70	42,250円 (月額3,521円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者 	基準額 ×0.88	53,110円 (月額4,426円)
第5段階 【基準額】	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、第4段階に該当しない者 	基準額 ×1.00	60,360円 (月額5,030円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者 	基準額 ×1.20	72,430円 (月額6,036円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で190万円未満の者 	基準額 ×1.30	78,460円 (月額6,539円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上で290万円未満の者 	基準額 ×1.50	90,540円 (月額7,545円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上で400万円未満の者 	基準額 ×1.70	102,610円 (月額8,551円)
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の者 	基準額 ×1.90	114,680円 (月額9,557円)

丹波市福祉部介護保険課

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

TEL/0795-74-1049 FAX/0795-74-3866